

『同志社政策科学院生論集』第15巻 「投稿のしおり」

同志社大学
政策学会編集委員会

1. 『同志社政策科学院生論集』の構成

本誌は、院生学会員および修了生からの投稿による「論説」、「研究ノート」、「資料」、および「書評」を中心として構成されるとともに、院生学会員および修了生からの活動状況報告等を掲載する。

「論説」は、投稿者自身の研究・調査等の結果をまとめた報告であり、総合政策科学に関するオリジナリティ、信頼性に優れているものである。また、「研究ノート」、「資料」は、論説として扱うには、オリジナリティ・信頼性等に若干不十分な部分があるが、その内容から見て学会員の参考に資すると判断されるものである。また、著作権上問題のない海外の文献等を翻訳した場合を含む。さらに、「書評」は、学会員の参考に資すると判断されるものである、近年公刊された書籍について評したものである。

2. 投稿の手続き

2.1 投稿についての注意事項

投稿にあたっては、「論説」、「研究ノート」、「資料」、「書評」等の区別を明確にし、指導教員の採録承諾を得て投稿すること。

修士論文研究の一部を投稿する場合は、論文題目や内容について指導教員とよく相談すること。

投稿資格は本学会学会員であること。同志社大学大学院総合政策科学研究科の修了生については、学会員となった上で投稿を認める。

修了生については、政策学部研究会での研究報告を行ったか、もしくは、1名の教員の推薦を必要とする（投稿推薦状を提出すること）。

複数執筆の場合、投稿者のうち少なくとも1名は、本学会会員でなければならない。この場合、筆頭著者は学会員であることが望ましい。

ただし、編集委員会からの依頼に基づく記事（招待論説、招待研究ノート・資料、招待書評）については、編集委員会の承認によって学会員以外の著者からの投稿を認めることがある。

採録決定以前に、それと同一内容のものが同一著者もしくはその中の少なくとも1名を含む著者によって他の公開出版物に掲載または投稿中の場合は、原則として掲載しない。

ただし、投稿受付日以後6ヵ月を経過しても採録の決定が行なわれていない場合には、他誌へ

の投稿を妨げない。公開出版物とは、内外の書籍、雑誌および官庁、学校、会社等の機関誌をいう。国際会議の論文集、本学会や他学会の大会・研究会等の論文集、特許公開公報、およびこれらに類するものに発表したものは掲載することがある。ただし、これらの場合でも、著作権に関する紛争の責任は著者に帰属され、同志社大学政策学会は、一切責任を負わないので注意されたい。

「卒業研究演習」「アカデミック・ライティング」担当教員が、推薦・質保証する場合には、政策学部4年生の学生の投稿を認める。

2.2 提出先、期限、提出内容

提出先：以下 Webdisk にアップロードをすること。

<https://webdisk.doshisha.ac.jp/public/Yc5kQS2NLzQtnEnaqvkwBx8XR44S5BVWAlw5TCRvV9If>

提出期限：2026年11月20日（金）**23:59 必着**

（締切を越えた場合は受付出来ませんので、余裕をもって提出をしてください。）

提出内容：①～⑤を Webdisk にアップロードすること。その他の提出方法では受け付けない。

※11月24日（火）中に送付する受付完了 E-mail をもって受付完了といたします。

①原稿：Word データ および PDF データ

投稿する場合は、様式等に洩れがないか十分に注意すること。

※ファイル名：院生論集第15巻本文（氏名）

②図・表を画像にして貼り付けている場合

Word、Excel等で作成した元のデータ（テキストデータを取り出せるもの）を原稿データとともに提出すること。

③採録承諾書（在学生のみ：本しおり末尾の所定用紙）： スキャンデータ

④投稿推薦状（修了生のみ：本しおり末尾の所定用紙）： スキャンデータ

⑤著者連絡先：Wordデータ

※共同執筆の場合は、筆頭著者1名の氏名、連絡先を記入して提出のこと。

今後の連絡は主に E-mail で行います。

3.執筆上の注意事項

3.1 記事のボリューム

記事のボリュームは、20,000 字以内、「書評」、活動状況報告等については 3,000 字程度を標準とする（本文・注・参考文献・図表等すべてを含めた文字数。スペース含む。図・表、写真は1つ400字で換算する）。また、説明が不十分であると判断された場合には追加を要求することがある。その場合も、文字数の制限は適用する。なお、「論説」、「研究ノート・資料」のボリュームについて、版組み後のページ数が 20 ページを超える場合は超過分料金の自己負担を求めていることがある。

3.2 記事原稿の構成

記事の原稿は、次の順序で作成すること。(すべてのページにページ番号を付すこと)

投稿種別(「論説」、「研究ノート・資料」、「書評」の区別を記入すること)

論文題目(和文)

著者名(〃)

著者所属(〃)

論文題目(英文)

著者名(〃)

著者所属(〃)

目次

概要(600字程度以内)

本文

脚注 ※末尾注は不可

参考文献およびURL リスト

図・表、写真は本文中に挿入すること。

※図・表を画像にして貼り付けている場合は、Word、Excel 等で作成した元のデータ(テキストデータを取り出せるもの)を原稿データとともに提出すること。

※図表の見出しについては、3.3 原稿作成スタイル ▼図・表、写真についてを確認すること。
付録

3.3 原稿作成スタイル

●提出原稿について

原稿はワープロ打ちとする。用紙は A4 として、文字数は一枚に 1 行 40 字程度で 30 行程度として読みやすく配慮すること。手書きは原則として認めない。また、原稿には必ず、ページ数を印字すること。

原稿の「概要」の前に、章・節などを記すること。採録の際には、本文から削除する。

▼章・節等の表現について

章、節等の番号については、

1. はじめに
2. 第一章のタイトル
- 2.1 サブタイトル 1
- 2.2 サブタイトル 2
- :
3. 第二章のタイトル
- 3.1 サブタイトル 1
- 3.2 サブタイトル 2
- :

の表現方法に統一すること。

※サブタイトルの内容を更に詳細に論じたい場合は、「2.1.1」などのように表現すること。

▼注や参考文献の表記要領

「同志社政策科学研究」第 28 巻第 2 号の「投稿のしおり」(5～14 ページ)に準ずる。

※[総合政策科学会学会誌](#)

▼利用文字について

英文字ならびに数字については半角文字を使用すること。全角文字を使用した場合は修正を要請することがある。日本人氏名のアルファベット表記についてはヘボン式を用いること。半角カタカナは利用しないこと。

▼図・表、写真について

本文中に挿入すること。図・表、写真は区別せず、すべて図表とし、タイトルと番号を図表の上部に付与すること。

【例】 図表 1 NPO 数の推移 図表 2 アンケート結果 図表 3 市民会議の様子

4. インターネットによる公開について

採録された論文は出版後、本学会の認めるメディアにおいて PDF 形式で公開する。

公開を了承するための「承認書」、公開システム登録に必要な「データシート」を提出すること。

以 上

【論説】

ネットワーク上での情報統合によるプライバシー侵害とその対策

同志社 太郎

同志社大学大学院総合政策科学研究科

The Protection of Privacy Infringement in the Internet Environment

Taro Doshisha

Graduate School of Policy and Management, Doshisha University

目次

- 1. はじめに・・・・・・・・・・●
- 2. プライバシー保護制度・・・・・・・・●
- 2.1 プライバシー保護制度成立までの流れ・・・・・・・・●
- 2.2 わが国におけるプライバシー保護政策・・・・・・・・●
- 3. 情報統合によるプライバシー侵害・・・・・・・・●
- 3.1 サブタイトル1・・・・・・・・●
- 3.2 サブタイトル2・・・・・・・・●



- 6. おわりに・・・・・・・・・・●

参考文献

概要：

プライバシー保護を目的とするガイドラインとして最もよく知られているのは OECD によるガイドラインであり、日本国内でもこれに準じたガイドラインが定められている。しかし、インターネットにおいては、各ホームページ管理者がガイドラインを遵守し、必要最小限度の個人情報開示に努めたとしても、複数のホームページの情報を統合することにより、個人情報を収集でき、結果として、プライバシーが侵害される危険性がある。しかも、民間を対象とするプライバシー保護法が存在しない我が国では、学校・企業・学会等の名簿を販売する業者が公然と存在し、情報統合によるプライバシー侵害の恐れは、より拡大する。

本論文では、まず、具体例を用いて侵害の可能性を示す。実験ならびに数値的解析により、氏名のみからでも、インターネット上で、個人の情報を統合可能であることを明らかにする。そして、名簿業者の存在や、必ずしもプライバシー保護に配慮されているとは言えない行政窓口の存在により、個人情報が容易に統合・収集できることを示す。次に、その対策として、デジタル署名を利用したプライバシー保護システム構成を提案する。このシステム構成は、プライバシー主体がデジタル署名用の証明書(CA)を持つ必要があるため、現状では実際的とは言えないが、将来的な技術的対策となりうるものである。また、PDF等、既存の情報処理技術を利用した対策についても言及する。

1.はじめに

わが国では、プライバシーの保護に対する国民の意識が必ずしも高くなく、総合的なプライバシー保護規制は存在しない。その上、インターネットの普及によりWWW上のホームページ（以下「HP」）の情報を収集・統合することによって、個人のプライバシーが侵害される恐れが生じている。本論文においては、HP情報を統合することによって生まれる新しいプライバシー侵害の形態を示し、更にそれがプライバシー保護規制のないわが国で起こった場合の特有の問題を具体例によって明らかにする。そこから今後のプライバシー保護施策について考察する。

以下、第2章では、プライバシー保護制度の流れを概観する。第3章では、HP上の個人情報を統合することによるプライバシー侵害の危険を示す。第4章では、プライバシー保護制度の不完全なわが国固有の問題点について論ずる。第5章では対策を示す。第6章は、まとめである。

2. プライバシー保護制度

インターネットの普及に伴うプライバシー侵害事例の保護規制上の問題点を論ずる前に、我が国におけるプライバシー保護規制の置かれた立場を、文献（堀部政男 1988：23-24）、（堀部 1996：102-112）に基づいて、著者なりに整理しておきたい。

2.1 プライバシー保護制度成立までの流れ

1890年にウォーレンとブランダイスが、「プライバシーの権利」という論文を「ハーバード・ロー・レビュー」に発表し、プライバシー権を「ひとりで放っておいてもらう権利」として定義付けて以来、プライバシー権は、「私的」生活上の利益又は自由の権利として、私法上、特に不法行為法上の保護法益として発展してきた⁽¹⁾。

しかし、その後1960年代中頃からのコンピュータの発達により個人の情報が大量に蓄積、処理されるようになると、データ主体である個人と全く関係のないところでその全体的イメージが作り出されるのではないかといったことが指摘されるようになった。その為、プライバシー権を従来の受動的な（「私的」情報を公開させない）権利から、能動的な「自己情報がどの様に利用されているかを知る、また間違っていれば訂正できる」権利として捉えるべきであることが、A・ウェスティンやA・ミラー等によって提唱されるようになり、そこからが適切か否かにも議論の余地がある。

2.2 わが国におけるプライバシー保護政策

わが国のプライバシー権は、1959年の「宴のあと」事件によってその最初の一步を示す。この事件は、プライバシー権という、過去に争われたことのない新たな権利のため各方面から大きな注目を集めたが、東京地方裁判所判決において、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし、権利」としてその権利を認めた。この事件をきっかけにして1960年代にはわが国においてもプライバシー権が活発に議論されるようになったが⁽²⁾、それはあくまでもプライバシー権を「ひとりで放っておいてもらう権利」とする伝統的プライバシー権に関する議論でしかなかった（堀部 1988：51-52）。

3.情報統合によるプライバシー侵害

以上見て来たように、わが国の個人情報保護制度は、本来の意味においてのプライバシー保護制度としては機能しない。一方、インターネットの広範な普及とともに、ある特定個人の情報が、断片的に、複数のHPで公開されるようになっている。



6.おわりに

わが国における、情報統合によるプライバシー侵害問題と、その対策について論じた。特に、インターネットを前提とする時には、情報統合によるプライバシー侵害の可能性があること、特に、いわゆる「名簿屋」の存在が問題であることを論じた。そして、名簿屋に利用されないための若干の対策を論じた後、自分のデータがそこにあるかを確実に把握可能なプライバシー保護システム構成を提案した。本論文で提起した情報統合によるプライバシー侵害の問題は、陽には、種々のガイドラインでも論じられていないものである。

プライバシー保護の総合的政策を持たないわが国の状況では、その種の危険性について、個々が明確に意識する必要がある。一方、それに関連した情報を積極的に集めたいと考えている趣味情報等、本人が希望する場合には、ある程度流通させた方が、個人の利便性からも、また、企業の活動面からも、望ましい情報もある。これらを、両面で満たすような、何らかの、技術的な枠組み／制度の構築が、今後は、重要であると考えられる。

参考文献

【日本語文献】

堀部政男（1988）『プライバシーと高度情報化社会』岩波書店。

堀部政男（編）（1996）『情報公開・プライバシーの比較法』日本評論社。

【在学生】

20 年 月 日

同志社大学 政策学会

『同志社政策科学院生論集』第15巻

採録承諾書

学生ID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※いずれかに○

総合政策科学専攻 博士課程(前期課程)

ふりがな

総合政策科学専攻 博士課程(後期課程)

氏名

政策学部・政策学科

年度 入学

【種別】

☐ 論説 ☐ 研究ノート ☐ 資料 ☐ 書評 ☐ 活動状況報告 (いずれかをチェックすること)

◎ 論文タイトル

和文：

英文：

以下のそれぞれについて、満たしている場合はチェックすること。また、本文・注・参考文献・図表(1つ400字で換算)等すべてを含めた文字数を記入すること。

- ☐ 論文または論文に関連する研究活動は、同志社大学研究倫理基準、並びに同志社大学「人を対象とする研究」倫理基準を遵守している。
- ☐ ヒアリング調査結果を利用している場合、ヒアリング内容が公表されることについて、ヒアリング先から同意を得ている。または、論文中に、ヒアリング調査結果を利用していない。
- ☐ 人物が特定できる写真の掲載については、被撮影者またはその保護者等から公表の同意を得ている。または、そのような写真は、論文中にない。
- ☐ 著作権(著作者人格権を含む)を侵害する記述や写真などがなく(自分の論文であっても著作権を譲渡している場合等は、他者の論文と同様の扱いが必要)
- ☐ 名誉毀損やプライバシー侵害等、人権侵害にあたる表現がない。
- ☐ 文字数や参考文献等が「投稿のしおり」記載に則っている。 文字数： _____ 字

上記の原稿を本論集に採録するにあたって質保証し承諾する。

指導教員名 _____ 印

【著者連絡先】

住 所

〒 _____

TEL (_____) _____ E-mail _____

【修了生】

20 年 月 日

同志社大学 政策学会

『同志社政策科学院生論集』第15巻 投稿推薦状

※いずれかに○

総合政策科学専攻 博士課程(前期課程) 修了

ふりがな

総合政策科学専攻 博士課程(後期課程) 修了

氏 名

技術・革新的経営専攻 博士課程(一貫制) 修了

年度 入学

【投稿種別】

☐ 論説 ☐ 研究ノート ☐ 資料 ☐ 書評 ☐ 活動状況報告 (いずれかをチェックすること)

論文タイトル

和文：

英文：

以下のそれぞれについて、満たしている場合はチェックすること。また、本文・注・参考文献・図表(1つ400字で換算)等すべてを含めた文字数を記入すること。

- ☐ 論文または論文に関連する研究活動は、同志社大学研究倫理基準、並びに同志社大学「人を対象とする研究」倫理基準を遵守している。
- ☐ ヒアリング調査結果を利用している場合、ヒアリング内容が公表されることについて、ヒアリング先から同意を得ている。または、論文中に、ヒアリング調査結果を利用していない。
- ☐ 人物が特定できる写真の掲載については、被撮影者またはその保護者等から公表の同意を得ている。または、そのような写真は、論文中にない。
- ☐ 著作権(著作者人格権を含む)を侵害する記述や写真などがなく(自分の論文であっても著作権を譲渡している場合等は、他者の論文と同様の扱いが必要)
- ☐ 名誉毀損やプライバシー侵害等、人権侵害にあたる表現がない。
- ☐ 文字数や参考文献等が「投稿のしおり」記載に則っている。 文字数： 字

上記論文を本論集に投稿するにあたって質保証し推薦する。

教 員 名

印

【著者連絡先】

住 所

〒

TEL () - E-mail